（日本下水道事業団関東・北陸総合事務所長）　塩路　勝久
国土交通技官（水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長）に採用する
（北海道運輸局企画観光部長）　小林　稔
国土交通技官
四国地方整備局徳島河川国道事務所長に転任させる
（大臣官房付）国土交通事務官　井上　健二
北海道運輸局企画観光部長に転任させる
（中国運輸局次長）国土交通技官　和田　昌雄
神戸運輸監理部長に転任させる
（海事局付）同　三谷　泰久
中国運輸局次長に転任させる
（国土技術政策総合研究所環境研究部長）　吉谷　純一
国土技術政策総合研究所河川研究部流域管理研究官に配置換する
（大臣官房付）同　山下　武宣
国土技術政策総合研究所環境研究部環境研究官に転任させる
（東北運輸局次長）国土交通事務官　菅野　孝一
国土交通大学校副校長に転任させる
（鉄道局財務課長）同　松本　年弘
東北運輸局次長に転任させる
（内閣官房内閣参事官）内閣事務官　高原　修司
国土交通事務官（鉄道局財務課長）に転任させる
（国土政策局総合計画課企画専門官）国土交通技官　岸　弘之
北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長に転任させる
（航空局交通管制部管制課長）同　堤　清
東京空港事務所長に転任させる
（中部空港事務所長）同　鈴木　正則
航空局交通管制部管制課長に転任させる
（成田空港事務所次長）同　内藤　博之
中部空港事務所長に昇任させる
（大臣官房付）国土交通事務官　上原　淳
大阪航空局次長に転任させる
（海上保安庁交通部企画課長）　岩﨑　俊一
国土交通事務官（大臣官房付）に転任させる
（関東地方整備局港湾空港部長）　北山　斉
国土交通技官
人事院に出向させる
（港湾局計画課企画室長）同　下司　弘之
関東地方整備局港湾空港部長に転任させる
（九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長）同　稲田　雅裕
港湾局計画課事業企画官に昇任させる
（四国地方整備局港湾空港部港湾空港企画官）同　酒井　浩二
九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長に転任させる
（四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長）同　中川　研造
四国地方整備局港湾空港部港湾空港企画官に転任させる
（関東地方整備局港湾空港部港湾計画課長）同　東平　伸
四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長に転任させる
（大臣官房付）国土交通事務官　木下　茂
内閣府に出向させる
（航空局総務課長）同　大塚　洋
観光庁に出向させる
（大臣官房参事官）同　佐々木　良
航空局総務課長に配置換する
（厚生労働省老健局高齢者支援課長）厚生労働事務官　水津　重三
国土交通事務官（大臣官房参事官）に転任させる
（関東地方整備局用地部長）国土交通事務官　深澤　典宏
大臣官房付に転任させる
厚生労働省に出向させる
（水管理・国土保全局砂防部防計画課砂防管理室長）同　河井　睦朗
関東地方整備局用地部長に転任させる
青野　由利　和泉　雅子
海津ゆりえ　楓　千里
工藤　裕子　黒田　勝彦
園田　正彦　石原慎太郎
佐々木幸美
小笠原諸島振興開発審議会委員に任命する（各通）
（以上八月一日）
（土地・建設産業局次長）国土交通事務官　小山　信温
農林水産省に出向させる
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　塚本　和男
土地・建設産業局次長に転任させる
（北海道開発局次長）国土交通事務官　新木　雅之
農林水産省に出向させる
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　永杉　伸彦
国土交通事務官（北海道開発局次長）に転任させる
（北海道開発局農業水産部長）国土交通技官　髙嶺　彰
農林水産省に出向させる
（農林水産省関東農政局付）農林水産技官　岩村　和平
国土交通技官（北海道開発局農業水産部長）に転任させる（以上八月二日）
（都市局都市計画課長）国土交通事務官　樺島　徹
道路局総務課長に配置換する
（住宅局住宅企画官）同　和田　信貴
都市局都市計画課長に配置換する（以上八月五日）

# 官庁報告

## 官庁事項

### 各種学校の設置認可を新たに受けた者に係る公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号ハの規定に基づく指定の申請期限の特例に関する規程について

各種学校の設置認可を新たに受けた者に係る公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号ハの規定に基づく指定の申請期限の特例に関する規程（平成二十三年八月二十五日文部科学大臣決定）を次のとおり公表する。

平成二十三年八月二十九日

文部科学大臣　髙木　義明

（定義）

**第１条**　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　施行規則　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）

二　指定規程　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号ハの規定に基づく指定に関する規程（平成22年11月５日文部科学大臣決定）

三　各種学校の設置認可　学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第２項において読み替えて準用する同法第４条第１項の認可

（申請の手続）

**第２条**　施行規則第１条第１号第２号ハの規定に基づく指定（以下「指定」という。）を受けようとする教育施設の設置者であって、各種学校の設置認可を新たに受けた者（指定を受けようとする年度の前々年度の３月１日以降に各種学校の設置認可を受けた者をいう。）に係る指定規程第14条第１項の規定による申請の期限は、同条第３項の規定にかかわらず、各種学校の設置認可を受けた日から３月を経過した日とする。

**附　則**

この規程は、決定の日から施行し、平成23年度に指定を受けようとする者に係る指定の申請から適用する。

### 国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十三年八月十五日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十三年八月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

新温泉町（大字諸寄の一部）の地籍図及び地籍簿

豊岡市（大字上佐野の一部）の地籍図及び地籍簿

豊岡市（大字竹野町金原の一部）の地籍図及び地籍簿

豊岡市（大字但東町奥赤の一部）の地籍図及び地籍簿